

大型・中型免許取得促進助成事業の 一部変更について

現在、大型・中型免許取得促進助成事業を実施しておりますが、平成28年6月22日（水）の理事会にて交付要綱が一部改正となりましたので、下記の通りお知らせ致します。

助成対象

会員の滋賀県内の営業所に勤務する従業員が原則として当該年度に免許を取得し、その資格取得に関し会員が支払った費用について助成を行うものとする。

ただし、前年度末（1月～3月）に免許を取得し、当該年度に助成を行っていないものは本年度に取得したものとみなして助成を行うものとする。

下線部を追加致しました。

申込等詳細につきましては、トラック協会（担当 國松）までお尋ね下さい。

助成金交付要領・要綱・申請書等（協会HP）

<http://www.shiga-ta.or.jp/jyosei/pdf/2016menkyo-josei2.pdf>